

10人用

# 帯状疱疹予防接種 任意接種用予診票

武田薬品工業株式会社

帯状疱疹の予防接種(乾燥弱毒生水痘ワクチン)を受けられる方へ

## ワクチンの副反応

帯状疱疹の予防接種は、50歳以上の方が接種対象者となります。

この場合、接種後の副反応として注射部位の局所症状(赤み、かゆみ、熱くなる、腫れ、痛み、硬くなる)、発疹、倦怠感などが報告されています。また非常にまれですが、アナフィラキシー(全身のかゆみ、じんま疹、喉のかゆみ、ふらつき、動悸、息苦しいなど)や、血小板減少性紫斑病(鼻血、歯ぐきの出血、あおあざができる、出血が止まりにくいなど)、無菌性髄膜炎(発熱、吐き気、頭痛、うなじがこわばり固くなつて首を前に曲げにくいなど)がみられることがあります。何か異常が認められた場合には、すぐに医師に申し出てください。

#### 予防接種を受けるときの注意

1. ワクチンの必要性や副反応について不明な点がある場合は、予防接種を受ける前に医師に相談しましょう。
  2. 受ける前日は入浴(またはシャワー)をして、体を清潔にしましょう。
  3. 当日は体調をよく観察して、普段と変わったところのないことを確認してください。
  4. 清潔な着衣をつけてましょう。
  5. 予診票は医師への大切な情報です。正確に記入するようにしましょう。
  6. 予防接種を受ける方がご婦人の場合、あらかじめ約1か月間は避妊しておきましょう。

予防接種を受けることができない人

1. 明らかに発熱のある人(37.5°C以上)。
  2. 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人。
  3. 水痘・帯状疱疹を予防するワクチンに含まれる成分で、過去にアナフィラキシーを起こしたことがある人。  
なお、他の医薬品投与でアナフィラキシーを起こしたことがある人は、予防接種を受ける前に医師へその旨を伝え、判断を仰いでください。
  4. 妊娠していることが明らかな人。
  5. 先天性及び後天性免疫不全状態の人。  
例えば、急性及び慢性白血病、リンパ腫、骨髄やリンパ系に影響を与えるその他疾患、HIV 感染または AIDS による免疫抑制状態、細胞性免疫不全などによる。
  6. 副腎皮質ステロイド剤や免疫抑制剤などの治療を受けており、明らかに免疫抑制状態の人。
  7. その他、医師が予防接種を受けることが不適当と判断した人。

予防接種を受ける際に、医師とよく相談しなくてはならない人

1. 心臓病、腎臓病、肝臓病や血液の病気などの基礎疾患がある人。
  2. 力ぜなどのひきはじめと思われる人。
  3. 予防接種で接種後2日以内に発熱、発疹、じんましんなどのアレルギーを疑う症状がみられた人。
  4. 薬の投与または食事で皮膚に発疹が出たり、体に異常をきたしたことのある人。
  5. 今までにけいれんを起こしたことがある人。
  6. 過去に免疫不全と診断されたことがある人、及び近親者に先天性免疫不全の人がいる人。
  7. 水痘・帯状疱疹を予防するワクチンに含まれる成分でアレルギーを起こすおそれのある人。
  8. 妊娠の可能性のある人。

## 他のワクチンとの接種間隔

生ワクチン(注射剤)の接種を受けた方は、通常、27日以上の間隔をおいてこのワクチンを接種してください。また、医師が必要と認めた場合には、他のワクチンと一緒に接種することができます。

## 予防接種を受けた後の注意

1. 接種後30分間は病院にいるなどして様子を観察し、アレルギー反応などがあれば医師とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
  2. 接種後4週間は、副反応の出現に注意しましょう。
  3. 接種当日の入浴は差し支えありませんが、注射した部位をこすることはやめましょう。
  4. 接種当日は接種部位を清潔に保ち、いつも通りの生活をしましょう。また、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。
  5. 高熱やけいれんなどの異常な症状が出た場合は、速やかに医師の診察を受けてください。
  6. 接種後2か月間は妊娠しないように注意してください。

あなたの接種予定日	医療機関名
月　　日（　　） 当日は受付に	
時　　分頃 おこしください	

# 乾燥弱毒生水痘ワクチン 予診票

帯状疱疹予防用

※接種希望の方は、太ワク内をご記入ください。

住 所		診察前の体温	度 分
フリガナ		電 話 番 号	( ) -
予 防 接 種 を 受ける人の氏名		(代理人の氏名)	
生 年 月 日	年 月 日	生 ( 歳 )	*50歳以上が接種対象者です

質 問 事 項	回 答 欄	医師記入欄
1. 今日受けられる予防接種について説明文を読んで理解しましたか	いいえ	はい
2. 今日、普段と違つて具合の悪いところがありますか	ある(具体的に)	ない
3. 現在、何かの病気で医師にかかりていますか	はい(病名)	いいえ
【“はい”的場合】その病気で治療(投薬など)を受けていますか	はい(薬の名前、種類)	いいえ
4. 最近1か月以内に何か病気にかかりましたか	はい(病名)	いいえ
5. 最近1か月以内に近親者や周囲に麻しん、風しん、水痘、おたふくかぜなどにかかった方がいますか	いる(病名)	いない
6. 最近1か月以内に予防接種を受けましたか	はい(予防接種名)	いいえ
7. 今までに予防接種を受けて、具合が悪くなつたことがありますか	ある(具体的に)	ない
8. 今までに特別な病気(先天性異常、心臓、腎臓、肝臓、血液、脳神経、免疫不全症、悪性腫瘍、その他の病気)にかかり、医師の診断を受けたことがありますか	ある(具体的に)	ない
【“ある”的場合】その病気を診てもらっている医師に、今日の予防接種を受けて良いといわれましたか	いいえ	はい
9. 今までにひきつけ(けいれん)を起こしたことがありますか	ある(いつ)	ない
10. 薬や食品で皮膚に発疹やじんましんが出たり、体の具合が悪くなつたことがありますか	ある(薬、食品名)	ない
11. 近親者に予防接種を受けて、具合が悪くなつた方はいますか	いる	いない
12. 近親者に先天性免疫不全と診断されている方はいますか	いる	いない
13. 最近6か月以内に輸血あるいはガンマグロブリンの投与を受けましたか	はい(いつ、理由)	いいえ
14. 【ご婦人の方に】 1)現在、妊娠している可能性がありますか 2)接種後2か月間の避妊についてご理解いただけましたか	はい いいえ	いいえ はい
15. その他、健康状態のことなどで医師に伝えておきたいことがあれば具体的にご記入ください		

## 医 師 の 記 入 欄

以下の事項を、必ずご確認ください。

先天性及び後天性免疫不全状態の人は、接種できません。

例えば、急性及び慢性白血病、リンパ腫、骨髄やリンパ系に影響を与えるその他疾患、HIV感染またはAIDSによる免疫抑制状態、細胞性免疫不全などによる。

薬剤等による治療を受けており、明らかに免疫抑制状態の人は、接種できません。生ワクチンの併用について各薬剤の添付文書をご確認ください。

副腎皮質ステロイド剤(注射剤、経口剤): プレドニゾロン等

免疫抑制剤: シクロスボリン(オーラル、サンディミュン)、タクロリムス(プログラフ)、アザチオプリン(イムラン)等

その他免疫抑制作用のある薬剤: 抗リウマチ剤、抗悪性腫瘍剤等

以上の問診および診察の結果、今日の予防接種は(可能・見合わせる)

本人(もしくは代理人)に対して、予防接種の効果、副反応および医薬品医療機器総合機構法に基づく救済について説明した。

医師の署名

医師の診察・説明を受け、予防接種の効果や副反応などについて理解した上で、接種を希望しますか。(接種を希望します・接種を希望しません)

本人の署名(もしくは代理人の署名)

使 用 ワ ク チ ノ 名	接 種 量	実 施 場 所 ・ 医 師 名 ・ 接 種 日 時
乾燥弱毒生水痘ワクチン「ビケン」 (販売: 武田薬品工業株式会社) (Lot No. )	皮下接種 0.5 mL	実施場所: 医師名: 接種日時: 年 月 日 時 分

【参考】

## 任意接種における救済制度について

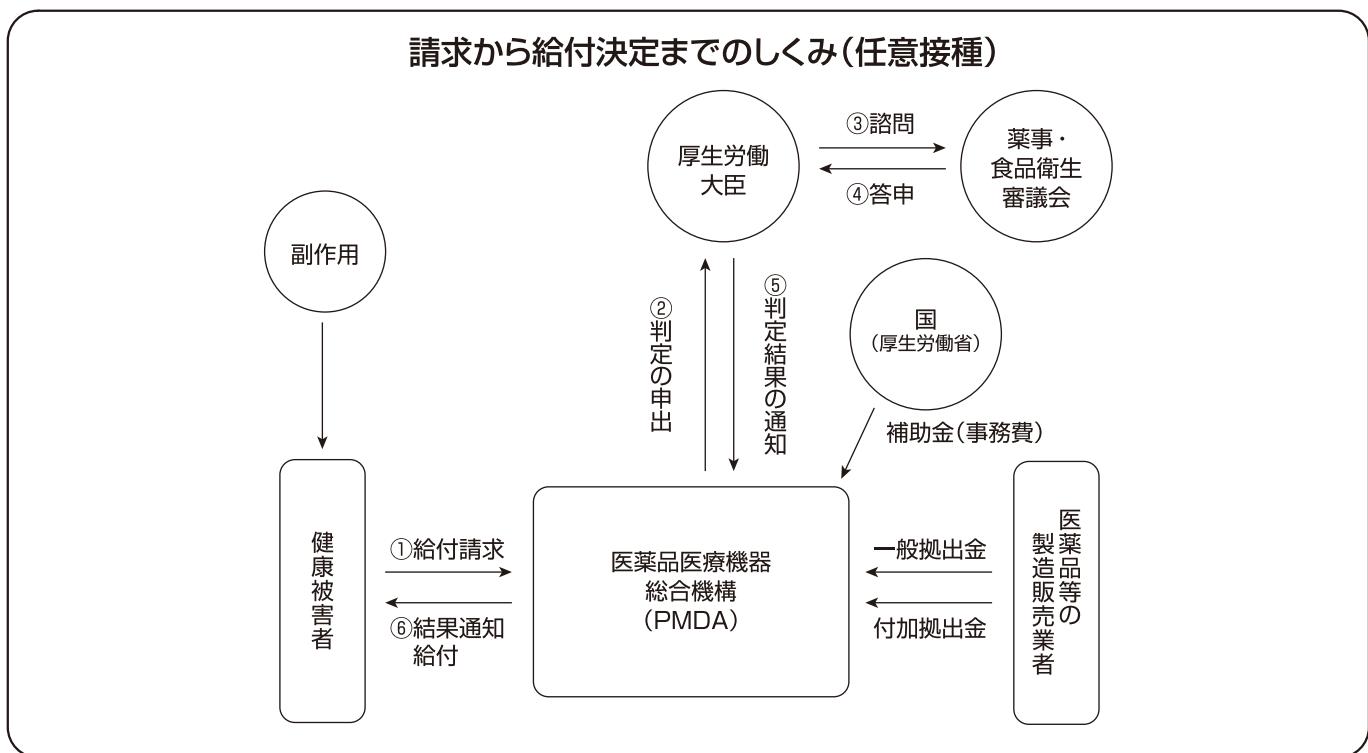
——医薬品医療機器総合機構法に基づく救済——

予防接種法に基づく定期接種以外の予防接種で生じた健康被害については民法でその賠償責任を追及することは難しく、多大な労力と時間を費やさなければなりません。医薬品副作用被害救済制度は、医薬品医療機器法上の承認を受けた医薬品を適正に使用したにもかかわらず健康被害が生じた場合に対して医療費、医療手当、障害年金等の救済給付を行い、被害者の迅速な救済を図ることを目的とし、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14(2002)年12月20日 法律第192号、最終改正 平成28(2016)年12月16日 法律第108号)に基づく公的制度とし、当該者が請求することになります。

ヒトや動物等、生物に由来するものを原料や材料とした医薬品や医療機器等(生物由来製品)については、ウイルス等の感染の原因となるものが入り込むおそれがあることから、様々な安全性を確保するための措置が講じられてきています。しかし、最新の科学的な知見に基づいて安全対策を行ったとしても、生物由来製品による感染被害のおそれを完全になくすことはできません。

このような背景から、平成14(2002)年12月に生物由来製品感染等被害救済制度が創設されました。生物由来製品を適正に使用したにもかかわらず、その製剤が原因で感染症に罹り、入院が必要な程度の疾病や障害等の健康被害について救済を行う制度です。

平成16(2004)年4月1日以降に使用された生物由来製品によって生じた感染被害について救済給付が行われます。



[「医薬品副作用被害救済制度に関する業務」独立行政法人医薬品医療機器総合機構 <https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0001.html> 平成30(2018)年8月現在より引用]  
[予防接種に関するQ & A集 2018年度版 一般社団法人日本ワクチン産業協会より引用]

◆問い合わせ先は下記のとおりです◆

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 救済制度相談窓口

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

URL : <http://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0020.html>

電話 : 0120-149-931(フリーダイヤル) 月～金：9時～17時(祝日・年末年始を除く)

Eメール : [kyufu@pmda.go.jp](mailto:kyufu@pmda.go.jp)